

2023年12月12日

答 申

幹事長 榛葉賀津也 様

倫理委員会委員長 竹詰仁

当委員会は12月6日に、両院議員総会から、11月30日に離党届を提出し、国会内で会見して新党を設立する意思を表明した前原誠司衆議院議員、斎藤アレックス衆議院議員、鈴木敦衆議院議員および嘉田由紀子参議院議員について、全員を除籍処分とするとともに、斎藤アレックスおよび鈴木敦両衆議院議員については併せて議員辞職勧告の措置をとるという処分案について、諮問を受けた。

当委員会は、処分対象者に意見聴取の機会を提供し、事実の確認、行為の評価を踏まえ、処分案の内容について厳正な検討を行った結果、下記の結論に達したので答申する。

記

(1) 事実の確認

離党の意思を有する点については、離党届の写しを点検して確認し、新党を設立する意思については、複数の主要な報道機関の報道内容等から事実であるとの認識を得た。その結果、当委員会は、倫理規則適用の前提となっている事実は確認されると判断した。

(2) 行為の評価

上記で確認された行為について、執行部が把握している事実についての聴取および倫理委員会が独自に行った調査によって得た事実を踏まえ、処分対象者各自の行為について次の通り評価する。

前原衆議院議員については、代表代行という地位にありながら、代表をはじめとする同僚議員から複数回にわたって離党の意向を確認されたにもかかわらず虚偽の発言を繰り返し、他の処分対象者に離党および新党の設立を呼び掛ける等の行為を行っており、倫理規則第2条第2号の党議に背く行為および同条第3号の党の結束を乱す行為に該当することは明らかである。また、当委員会の調査によれば他党との連携を志向しており、倫理規則第2条3号の他党を利する行為にも該当するといえる。

齋藤アレックスおよび鈴木敦両衆議院議員については、離党に同調して新党を設立する行為を行ったことは、倫理規則第 2 条第 3 号の党の結束を乱す行為に該当することは明らかであり、さらに両議員は衆議院比例代表選挙における当選者であることから、離党する場合は議席を党に返還するのが国民民主党に投票した有権者への義務であり、国会議員の辞職勧告措置の対象とするのは適当である。

嘉田由紀子参議院議員については、倫理委員長という役職にありながら、離党および新党設立に同調したことは倫理規則第 2 条第 3 号の党の結束を乱す行為に該当することは明らかである。

### (3) 処分案の妥当性

以上の検討の結果、前原誠司衆議院議員、齋藤アレックス衆議院議員、鈴木敦衆議院議員および嘉田由紀子参議院議員に対して倫理規則を適用し、全員に対する除籍処分ならびに齋藤アレックスおよび鈴木敦両議員に対して議員辞職勧告の措置を行うという両院総会の処分案は妥当である。

### (4) 付言

当委員会が諮問される事柄の重大性に鑑み、今後、両院議員総会から当委員会に諮問が行われる場合には、両院議員総会において確認された諮問内容を明示した文書等を提示されたい。